

育児休業支援手当金 請求書

<div style="float: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">所属所文書受付印</div>			
			共済事務担当者
決定金額	※	決定日数	
	円		日
組合員番号		所属所名	
(フリガナ)			
組合員氏名		対象となる子	氏名
			生年月日
育児休業手当金支給状況	未申請・同時請求・請求済	子の出産予定日	令和 年 月 日
産前産後休業の取得の有無	有 無	短期掛金の基礎となる額	等級 級 標準報酬月額 円
育児休業支援手当金の請求金額と日数	請求金額	円	請求日数 日
育児休業の期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで		
育児休業支援手当金請求期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで		
配偶者の 状況	<input type="checkbox"/> ア. 配偶者が育児休業を取得している		令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
	<input type="checkbox"/> イ. 配偶者が産後休業等である		
	<input type="checkbox"/> ウ. 組合員が配偶者から暴力を受け、別居中である		
	<input type="checkbox"/> エ. 配偶者がいない(配偶者が行方不明を含む)		
	<input type="checkbox"/> オ. 配偶者が組合員の子と法律上の親子関係がない		
	<input type="checkbox"/> カ. 配偶者が自営業者やフリーランスなど雇用される労働者ではない		
	<input type="checkbox"/> キ. 配偶者が働いていない		
	<input type="checkbox"/> ク. 上記以外の理由で、配偶者が育児休業を取得できない ()		
上記のとおり請求します。		〒	
公立学校共済組合鹿児島支部長 殿		住所	
令和 年 月 日		氏名	
請求者 (組合員)		電話番号	
		— —	
上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。		〒	
公立学校共済組合鹿児島支部長 殿		所属所在地	
令和 年 月 日		所属所長 職 氏名	
		電話番号	
		— —	

注1※印欄には記入しないでください。
 次の書類を添付してください

- 育児休業の対象となる子の出産予定日が確認できる書類(母子健康手帳の写し等)
- 世帯全員の住民票の写し(組合員の配偶者であることを確認するため続柄が記載されたもの)
- 配偶者の状況について証明できる書類(裏面を参考に育児休業支援手当金の請求書に添付してください)

育児休業支援金の添付書類

配偶者の状況について、次の項目ア～キのいずれかに該当することを証明する書類を添付してください

配偶者の状況 (この出生日の翌日時点)	項目	添付書類
子の出生の日から起算して56日を経過する日の翌日までの期間内に、育児休業を取得した日数が通算して14日以上であるとき	ア	組合員の配偶者が育児休業を取得していることを証明する書類(育児休業の辞令の写し等) ※配偶者が組合員の場合は不要
配偶者が産後休業等である	イ	添付書類不要(配偶者の育児休業に係る証明書[整理番号 20-1]を提出している場合)
組合員が配偶者から暴力を受け別居中である	ウ	裁判所が発行する配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第10条に基づく保護命令に係る書類の写し
配偶者がいない	エ	戸籍謄(抄)本(法律上の配偶者がいないことが確認できるものに限る。)及び世帯全員について記載された住民票の写し(続柄が記載されたもの、かつ、個人番号の記載が省されたもの)
配偶者が行方不明(勤務先において3か月以上無断欠勤が続いている場合、災害により行方不明になっている場合)		配偶者の勤務先において無断欠勤が2か月以上続いている事について配偶者の事業主が証明した書類又はり災証明書
配偶者が組合員の子と法律上の親子関係がない	オ	戸籍謄(抄)本(住民票において組合員の配偶者が世帯主となり、対象の子との続柄が「夫の子」又は「妻の子」となっている場合は、戸籍謄(抄)本に代えて世帯全員について記載され多住民票の写しでも可)
配偶者が自営業者やフリーランスなど雇用される労働者ではない	カ	配偶者の直近の課税証明書(給与収入がないことを確認するため) ※ 課税証明書に給与収入金額が記載されている場合は、給与収入金額が雇用される労働者としてのものでは、事業主が発行の退職証明書の写し等、子の出生日の翌日時点で退職していることが分かる書類も必要です。また、給与収入金額が労働性のない役員の役員である場合や、育児休業等に関する各種制度の適用を受けない特別職の公務員である場合は、その身分を証明する書類(役員名簿又は身分証の写し等)も必要。
配偶者が働いていない	キ	配偶者の直近の課税証明書(収入がないことを確認するため) ※ 課税証明書に収入金額が記載されている場合は、事業主発行の退職証明書、離職票、雇用保険資格喪失確認通知書、雇用保険資格者証、退職日が記載された源泉徴収票、一定期日以降給与振込みがないことが確認できる通帳等子の出生日の翌日時点で退職していることが分かる書類の写しも必要です。
上記以外の理由で、配偶者が育児休業を取得できない	ク	配偶者が育児休業をすることができないことの申告書[整理番号20-4]及び申告書に記載された必要書類